

## 『林野火災注意報・警報』の運用を開始しています。

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、延焼範囲が約3,370ha（甲子園球場の約875個分）となり、林野火災としては約60年ぶりとなる大規模な林野火災となりました。

林野火災発生原因の大半は、『たき火』や『火入れ』といった人為的な要因によるものであることから、林野火災予防の意識を高めるとともに、このような行為への対策を講じることが重要であるため、奈良県広域消防組合火災予防条例を改正し、令和8年1月1日から運用を開始しています。

毎年1月から5月までの期間において、一定の気象条件に達した場合には、『林野火災注意報』もしくは『林野火災警報』を発令し、屋外における『火の使用の制限』について規制が課されることとなります。

### ◆林野火災注意報の発令指標

1. 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下
2. 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ、乾燥注意報が発表された場合

### ◆林野火災警報の発令指標

1. 林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発令された場合

### ◆林野火災注意報・警報が発令された場合の規制について

火災発生防止のため、林野火災注意報発令時には以下の制限について、※努力義務が課せられ、また林野火災警報発令時には以下の制限について義務が課せられます。

※努力義務…「～するよう努めなければならない」という強制力のない義務

1. 山林、原野において火入れをしないこと。
2. 煙火を消費しないこと。※煙火とは花火のことを指します。
3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
4. 屋外においては、引火性又は揮発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
5. 山林、原野等の場所で喫煙しないこと。
6. 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

### ◆制限に従わなかった場合の罰則について

林野火災注意報発令時の「火の使用の制限」は、罰則を伴わない努力義務ですが、一方で林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

◆林野火災注意報・警報の発令状況の周知について

林野火災注意報、林野火災警報が発令された場合は、消防車両等による巡回広報、奈良県広域消防組合ホームページ、公式インスタグラムで周知を行います。

◆火災とまぎらわしい行為の届出について（奈良県広域消防組合火災予防条例第47条）

上記の林野火災注意報、林野火災警報の有無にかかわらず、屋外においてたき火、とんど等の火気を取り扱う場合は、あらかじめ消防署に「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出」をしてください。



奈良県広域消防組合 高田消防署 警防課 (25-0119)